

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年8月15日

【発行者名】 B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岸本 志津

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

【事務連絡者氏名】 明石 晃仁

【電話番号】 03(6756)4725

【届出の対象とした募集（売出）内  
国投資信託受益証券に係るファンド  
の名称】 B N Yメロン・C T Aオープン - ツインストラテジー -

【届出の対象とした募集（売出）内  
国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成26年4月17日付をもって提出し、平成26年4月18日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

**【訂正の内容】****第一部【証券情報】**

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部 \_\_\_\_\_ が訂正部分を示します。

**<訂正前>**

（省 略）

**(7) 申込期間**

平成26年4月18日から平成27年4月17日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（新 設）

（省 略）

**(12) その他**

（省 略）

振替受益権について

（省 略）

（新 設）

**<訂正後>**

（省 略）

**(7) 申込期間**

平成26年4月18日から平成27年4月17日まで

（削 除）

当ファンドは、平成26年10月23日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款第39条に規定される書面による決議を行います。

書面による議決権の行使は、平成26年8月19日現在の受益者を対象とし、平成26年9月17日まで行い、平成26年9月18日の書面決議で可決された場合、申込期間は平成26年9月19日までとなります。

なお、書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。

詳しくは、委託会社または販売会社までお問い合わせください。

（省 略）

**(12) その他**

（省 略）

振替受益権について

（省 略）

繰上償還の手続きの実施

当ファンドは、信託約款に定められた信託契約の解約（繰上償還）の基準である10億口を下回っている状況が続いており、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることが懸念されるため、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、平成26年10月23日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款第39条に規定される書面による決議を行います。

書面による議決権の行使は、平成26年8月19日現在の受益者を対象とし、平成26年9月17日まで行い、平成26年9月18日の書面決議で可決された場合、当ファンドは、予定通り平成26年10月23日をもって繰上償還することといたします。

書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。

なお、平成26年8月15日以降、当ファンドを購入申込みにより取得された受益権については、議決権は

ございません。

当ファンドのお申込みの際には、上記繰上償還手続きの内容をご理解のうえ、お申込みください。

詳しくは、委託会社または販売会社までお問い合わせください。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_\_が訂正部分を示します。

#### (3) 信託期間

##### <訂正前>

ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「(5) その他 \_\_\_\_\_ ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

(新 設)

##### <訂正後>

ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「(5) その他 \_\_\_\_\_ ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりますが、平成26年10月23日付で繰上償還を行う予定であり、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、信託約款第39条に規定される書面による決議を行います。

書面による議決権の行使は、平成26年8月19日現在の受益者を対象とし、平成26年9月17日まで行い、平成26年9月18日の書面決議で可決された場合、当ファンドは、予定通り平成26年10月23日をもって繰上償還することといたします。

なお、書面決議において否決された場合は、繰上償還は行いません。